

日向市観光協会ホームページリニューアル・多言語化業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

平成 26 年 12 月に「日向地域情報センターまちの駅とみたか」が、日本政府観光局（JNTO）より外国人観光案内所カテゴリー 2 の認定を受け、運営管理者である当協会では、今後ますますインバウンド受入体制の整備が急務となっている。

については、国内外の観光客に対し最新で有益な情報を発信し、本市への旅行意欲の喚起や観光地の回遊性を高めるなど観光客の誘致促進を図るため、当該業務を実施するが、以下の公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2. 業務内容

- (1) 業 務 名 日向市観光協会ホームページリニューアル・多言語化業務（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所 日向市上町 1 番 19 号
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- (4) 概 要 多言語化を含むホームページのシステム構築及びデザイン作成などの全面リニューアル、サイトの構築・運営、システムの保守と障害対策、アクセス解析などを含む業務
- (5) 仕 様 別添「日向市観光協会ホームページリニューアル・多言語化業務委託仕様書」のとおり
- (6) 事 業 費 1,404 千円以内（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※本業務の予算限度額

3. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務委託の契約締結日までのいずれの日においても、日向市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務委託の契約締結日までのいずれの日においても、宮崎県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 16 年宮崎県告示第 259 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

4. 評価基準

別表のとおり

5. スケジュール

- 10月14日（金）募集開始
- 10月26日（水）参加表明締切り
- 10月28日（金）提案書の提出要請
- 11月18日（金）提案書提出締切り
- 11月22日（火）提案書審査・ヒアリング
- 11月22日（火）提案書の特定・結果通知

6. 参加表明手続

- (1) 提出期限 平成28年10月26日（水）午後5時必着
- (2) 提出場所 一般社団法人日向市観光協会事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第2号）
 - ②会社概要書（様式第3号）
 - ③委任状（様式第4号）※必要な場合のみ提出
 - ④同種業務実績報告書（様式第5号）
 - ⑤履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のものに限る）
 - ⑥直近（1年分）の決算書又はこれに類する書類

7. 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出する。

- (1) 提出期限 平成28年11月18日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所 一般社団法人日向市観光協会事務局
- (3) 提出方法 持参又は配達記録郵便
- (4) 提出書類
 - ①提案書 提出部数 正本1部、副本6部 ※正本に様式第6号を添付
 - ②実施体制調書（様式第7号） 提出部数 正本1部、副本6部
 - ③見積書 提出部数1部

※参考資料として平成29年度以降5年間の運用保守料の見積を添付すること。

8. 留意事項

- (1) 提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に属しますが、必要な範囲で複写することがある。

9. 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 平成28年10月14日（金）から10月21日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土・日曜日・祝日は除きます。）
- (2) 受付方法 質問書（様式第1号）をFAXまたはE-mailにて、一般社団法人日向市観光協会事務局まで提出する。
- (3) 回答期限 質問を受けた日から3日以内に、FAXまたはE-mailで回答する。

10. ヒアリングの実施

- (1) ヒアリングは、平成28年11月22日（火）を予定しており、詳細については決定次第通知する。
- (2) ヒアリングの出席者は、1社当たり2名以内とする。
- (3) ヒアリングは、1社につき20分以内とし、審査委員からの質疑を10分程度とする。

- (4) 会場にホワイトボード及びスクリーンを用意する。
- (5) 説明は提案書に記載した内容に限る。

11. 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、「日向市観光協会ホームページリニューアル・多言語化業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）で行う。
- (2) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。
- (3) 提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知する。

12. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

13. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (3) その他審査会が不適格と認めた場合

14. 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。
なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

15. その他

本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによる。

16. 問い合わせ先

〒883-0044 宮崎県日向市上町1番19号
一般社団法人日向市観光協会事務局（担当：斧・高木）
TEL 0982-55-0235 / FAX 0982-55-1739
E-mail info@hyuga.or.jp

別表

日向市観光協会ホームページリニューアル・多言語化業務委託プロポーザル評価基準

(1) プロポーザル参加要請者を選定するための評価基準

評価項目	評価事項	評価内容
経営状況 (業務経歴等)	(1) 業務実績	長期契約が可能な経営状況か 同種業務の実績は十分か
	(2) 業務実施体制	実施体制に信頼度はあるか

(2) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価事項	評価内容
業務の実施方針・手法・提案等	(1) 企画提案全体	現ホームページの課題を踏まえた提案となっているか
		実現性がある提案となっているか
		コンテンツ等は充実しているか
		日向市の特色をアピールできる内容となっているか
	(2) 作業工程	作業工程・スケジュールは適当か
	(3) デザイン	トップページにおいて、日向市の魅力が伝わるデザイン性の高いものとなっているか
		オリジナリティのあるデザインとなっているか
	(4) 外国語対応	3か国語(英語、中国語、韓国語)に対応し、充実した内容となっているか
		翻訳手法は適当か
	(5) システム・構造	サーバ機能の安全性はどうか
		スマートフォンやタブレット端末など、手間をかけずに最適化できる仕組みが構築されているか
		機能拡張・カスタマイズへの対応力はあるか
		情報が整理され、必要な情報を見つけやすい構造になっているか
		利用者にとって分かりやすい、使いやすい工夫や機能が装備されているか
		協会職員が安易にコンテンツを作成・更新できるようになっているか
		各ページの情報量は適当か
(6) 運用・保守体制	十分なセキュリティ対策がとられているか	
	運用支援、障害発生時への対応、操作研修等、適切な保守内容が提案されているか	
	運用保守の人員体制は適切か	
	情報更新を依頼し、早急にページ修正等に対応できる体制となっているか	
(7) 災害時対応	災害発生時や緊急時でも安定した情報発信ができる仕組みがあるか	
(8) アクセス解析	ホームページの利用状況等が容易に把握できるようになっているか	
技術者の能力	(1) 配置数	業務量・内容を踏まえた配置数となっているか
見積額	(1) 見積額の妥当性	上限額以下であるか
		事業費積算は適当か
		次年度以降経費は適当か